

2 - 7 . 有料化の方法

(1) 各運行内容の運賃

「市街地循環バス」及び「向ヶ丘線」の料金は、現金と回数券により徴収する。また「乗りあいタクシー」は現金のみにより領収する。その他、スクールバスは前述のとおり無料とする。なお、市街地循環バスは、4月中はバス等の運行をPRするため無償運行とする。

各運行内容の運賃は、以下のとおりである。

表4 現金の場合における金額

() : 回数券の場合

項 目	大 人	小人(小学生)	備 考
市街地循環バス	200円	100円	小学生未満無料
向ヶ丘線	(180円)	(90円)	
乗りあいタクシー	300円	小学生以下150円	
スクールバスへの一般混乗	無 料		

: 乳幼児など座席を使用しない場合は無料

表5 回数券の種類

項 目	回数券の種類	備 考
市街地循環バス 向ヶ丘線	180円券 10枚綴り 1,800円 90円券 10枚綴り 900円	既存の回数券使用
乗りあいタクシー	現金のみによる徴収	

回数券の払い戻しは行わない

(2) 減免対象者及び運賃

減免対象者は、現行の町営バス運行条例から 1 に規定する方及び 2 に規定する介助者とする。

1

- ・身体障害者手帳第1種又は第2種の交付を受けている方
- ・療育手帳A又はBの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている方

2：以下の方に同伴する介助者1名

- ・身体障害者手帳第1種の交付を受けている方
- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

減免対象者の運賃は、一般の1/2に相当する金額とする。

表6 減免対象者の運賃

(): 回数券の場合

項目	大人	小人(小学生)
市街地循環バス	100円	50円
向ヶ丘線	(90円)	
乗りあいタクシー	150円	80円